

# 分析・測定業務 <作業環境測定>

労働安全衛生法第65条

労働安全衛生法により、作業環境の測定、評価から作業環境の改善に至る一環した作業環境管理が推進されています。作業環境測定は、作業環境の状態を的確に把握する為に行う定期的な測定であり、作業環境管理の基本となる情報を得るための重要な手段になります。

弊社は“作業環境測定機関”として登録されており、作業環境測定士があらゆるご相談に対応します。

## <作業環境測定を行うべき作業場(指定作業場)>

- 著しく粉じん、騒音を発する所
- 有機溶剤を製造、取り扱う所
- 特定化学物質の製造、取り扱う所
- 鉛業務を行う所

### 作業環境測定機関への委託

1. 1回/半年の定期的な現場測定
2. 各成分濃度の測定・分析
3. 管理区分の判定・報告  
(第1、第2、第3管理区分)

第1管理区分：維持  
第2管理区分：点検・改善努力  
第3管理区分：改善措置、再確認

### 環境調査・サンプリング



### 有機溶剤測定・分析

